

## これまでの排出抑制に係る施策の成果と課題（案）

### 1. ごみの減量

施策	指定ごみ袋制度の導入(令和4年2月開始)
ねらい	透明袋や半透明袋を導入している他自治体と比べて、資源化可能物等の混入が多いことから、ごみの見える化をしてごみ減量を図ることを目的としています。
内容	向日市一般廃棄物減量等推進審議会の答申を受け、乙訓2市1町で共通の指定ごみ袋制度を導入することとしました。
成果	平成30年11月に向日市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ減量を推進するための方策について」の諮問を行い、令和元年7月に出された答申において、自主的な取り組みを促すための方策として、透明・半透明の指定ごみ袋を導入し、ごみの分別を徹底することの旨が示されました。そこで、ごみ減量を目的とした、手数料を付加しない半透明のごみ袋の使用を求める指定ごみ袋制度の導入についての基本方針を令和3年1月に作成し、令和3年2月にサンプル袋を全戸配布しました。
課題	ごみ減量化の推進のため環境情勢を把握し、制度導入と定着を目指し引き続き啓発を行います。

### 2. 分別の徹底

施策	分かりやすい分別情報の提供
ねらい	毎年ごみの出し方・分け方カレンダーを各戸配布すると共にごみ分別辞典のサイト(ごみサク)を活用することで、素早くごみの分別の仕方が分かることを目的とします。
内容	ごみ分別辞典サイトを活用していただけるよう、広報やホームページ等で周知すると共に、問い合わせの多い項目についてチラシを作成しました。
成果	ゴミの出し方・分け方カレンダーが家庭で定着している。
課題	分別の方法について、問い合わせの多い状況です。引き続き情報提供を行うとともに、より分かりやすいインターネット活用したサービスを提供する必要があります。

### 3. 資源ごみ量の拡大

施策	資源物（空缶・空ビン・ペットボトル）の24時間回収開始
ねらい	リサイクルの推進と市民の皆さまの排出利便性の向上を図ることを目的としています。
内容	様々なライフスタイルがあるため、分別ステーションの回収時間内に排出することが難しい市民の皆さまに、24時間365日、カン・ビン・ペットボトル排出できる資源物回収拠点を設置しました。 H28 市役所・鶏冠井コミセン H29 北部防災拠点 H31 上植野コミセン 開始
成果	H28 空カン 4.2t 空ビン 4.9t ペットボトル 1.5t H29 空カン 3.4t 空ビン 7.7t ペットボトル 2.8t H30 空カン 4.8t 空ビン 12.5t ペットボトル 4.6t R元 空カン 7.0t 空ビン 15.2t ペットボトル 5.8t R2 空カン 1.7t 空ビン 3.0t ペットボトル 1.3t
課題	カン・ビン・ペットボトルの回収のみのため、ご家庭で排出量の多いその他プラスチックの回収はしていません。その他プラスチックに関しては全体の収集方法も踏まえ検討する必要があります。

施 策	資源物回収ステーションの新設（令和 2 年 6 月）
ねらい	市民の皆さまが資源物を出しやすい環境を整えることでごみの減量とリサイクルの向上を図ることを目的としています。
内 容	市役所に新設した資源物回収ステーションでカン・ビン・ペットボトルの他に紙パックと廃食油、さらに、古紙（新聞・雑誌・ダンボール）の回収（朝 7 時から夜 7 時まで）を始めました。
成 果	R2 空カン 7.0t 空ビン 17.1t ペットボトル 7.4t 古紙 16.6t
課 題	ルール違反ごみが排出されていることが散見されるため、マナーの呼びかけをする必要があります。また、もっとたくさんの市民の皆さまに利用していただけるよう広報むこう等で呼びかけをします。

施 策	民間企業と提携し、小型家電の回収開始（平成 28 年 4 月）
ねらい	小型家電製品には希少金属（レアメタル）が使われており、そのリサイクルについて定めた「小型家電リサイクル法」が平成 25 年に施行されています。不要となったパソコンや小型家電製品の再資源化を目的としています。
内 容	国の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル株式会社」と連携し、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品の回収サービスを平成 28 年 4 月 1 日から始めました。
成 果	小型家電製品の回収方法について、市ホームページ、ごみ減量のしおり、広報紙などを通じて周知したことにより申込件数は増加しています。 回収実績：H28 54 件 H29 38 件 H30 119 件 H31/R 元 193 件 R2 297 件
課 題	引き続き周知を行い、利用を促進します。

#### 4. 食品ロスの削減

施 策	生ごみ堆肥化容器購入費補助金制度
ねらい	家庭の生ごみの減量及び減量意識の高揚を図ることを目的としています。
内 容	コンポスト容器及び生ごみ処理機を購入する市民に対し補助金を交付し、普及の支援をしました。
成 果	広報むこうやホームページによる制度周知により、申込数は年々増加しています。 実績：H28 4 件 H29 3 件 H30 8 件 H31/R 元 5 件 R2 16 件
課 題	引き続き周知を行い、利用を促進します。

## 5. 集団回収の拡充

施 策	廃食油の集団回収の補助
ねらい	回収した廃食油は食品リサイクル工場でリサイクルされ、環境にやさしい資源となることから、市内の地域において廃食油回収活動を行う団体や個人の方に対して支援を行うことを目的とします。
内 容	市内の地域において廃食油回収活動を行う団体や個人の方に対して、回収用ポリタンクやのぼり旗の貸与・活動を周知するためのチラシの作製・再生業者の紹介など、活動に有用な情報の提供をしました。
成 果	ボランティア団体の協力により、回収量は増加しつつあります。 実績：H28 2,170ℓ H29 2,070ℓ H30 1,997ℓ H31/R 元 2,349ℓ R2 2,317ℓ
課 題	今後も引き続き活動を行ってもらえるよう支援を行います。

## 6. 拠点回収の拡充

施 策	牛乳パック回収開始（平成 21 年 6 月）
ねらい	家庭から排出された紙パックを適正に回収、再処理し、健全な循環型社会の構築に寄与するため、リサイクルを目的として紙パック回収拠点を設置します。
内 容	市内 18 か所で回収している紙パックについて、リサイクルを目的として売却処分するものです。
成 果	各公民館、コミセンなどの公共施設や保育所に回収ボックスを設置し、各家庭から出る紙パックを回収しました。 回収実績：H28 1,995kg H29 1,850kg H30 2,110kg H31/R 元 2,000kg R2 1,740kg
課 題	市民の皆様がより排出しやすい環境にするため、スーパーやコンビニなどの事業所やその他の公共施設など拠点を拡大することが必要です。

施 策	市役所にて廃食油 24 時間回収開始（平成 28 年 6 月）
ねらい	家庭から排出された廃食油を適正に回収・再処理し、健全な循環型社会の構築に寄与するため、市役所庁舎にリサイクルを目的として設置します。
内 容	平成 21 年から団体等の協力により行っている廃食油回収を市役所本庁舎でも 24 時間回収を行い、利用しやすい環境を整えました。
成 果	市役所本庁にて回収した廃食油の回収実績は増加し利用が広がっています。 回収実績：H28 540ℓ H29 647ℓ H30 999ℓ H31/R 元 995ℓ R2 1,345ℓ
課 題	回収拠点が 1 か所のため、拠点の拡大が課題です。また、ペットボトル以外での排出は受付けていないため、出していただく際の注意喚起が必要です。

## 7. 環境学習機会の提供

施策	ホームページ、広報むこうでの啓発
ねらい	環境問題や、ごみ減量について市民の皆さまにより多くの興味・関心を持っていただけるようホームページや広報むこうを通じて啓発活動を行うことを目的としています。
内容	ホームページや、毎月発行される広報むこうを通じて環境問題やごみ問題を市民の皆さまとともに考える内容の掲載をするとともに、ご家庭で簡単にできるちょっとした工夫を掲載しました。
成果	「環境一緒に考えよう」では、環境問題や動物愛護、食品ロスを減らすための工夫を掲載しました。また、「ごみのおはなし」ではカラスよけの方法やごみのゆくえなど、イラストを入れながら掲載し、分かりやすい内容となるよう工夫しました。
課題	一人でも多くの市民の皆さまに興味関心を持っていただけるよう引き続き、周知啓発をしていきます。

施策	出前講座の充実
ねらい	ごみ減量の話をする機会を増やすことで、ごみ減量や環境に対する意識を深めます。
内容	環境やごみ問題などをテーマとした対話や出前講座などを実施しました。
成果	「指定ごみ袋制度の説明」「ごみの現状と課題」「ごみの正しい出し方」などの出前講座を年2～3回程度実施しており、適正排出への意識の向上に取り組みました。
課題	時代に沿った講座の内容にするなど、引き続き内容の充実に向けて検討する必要があります。

## 8. その他

施策	災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結（令和2年9月28日）
ねらい	大規模自然災害発生時に各自自治体におけるごみ処理施設での廃棄物処理が困難になった場合に、災害廃棄物の処理等が適正かつ円滑、迅速に行えることを目的としています。
内容	収集運搬から中間処理、再資源化、最終処分、廃棄物一元管理、コンサルティングなど、一貫した廃棄物処理関連の業務を展開している民間会社と災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結する。
成果	基本協定を本市、長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合及び、大栄環境株式会社との5者で締結しました。この協定により、本市が被災した場合に災害廃棄物等の撤去や収集運搬、中間処理や最終処分を大栄環境株式会社に協力要請することができるようになりました。
課題	大規模な災害が発生した場合、できるだけ早く復旧できるよう迅速に災害廃棄物を処理する必要があります。災害廃棄物等の処理について事前に長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合や大栄環境株式会社と引き続き協議を行う必要があります。

施 策	災害廃棄物処理計画の策定（令和2年9月）
ねらい	災害時において発生する生活ごみ（日常的に出るごみ）と片付けごみ（災害に伴い発生する臨時的なごみ）のごみ出しのルールや処分方法を検討することで、環境への負荷を少しでも減らし、迅速な災害復旧につなげます。
内 容	災害時の非常事態において、ごみ出しのルールや仮設のごみ置き場、ごみの処理方法などを事前に定めた「災害廃棄物処理計画」を策定します。
成 果	令和2年9月に「災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、災害廃棄物の処理に関する協定についても順次締結を行っています。
課 題	大規模な地震が発生した場合、本市の想定する仮置場では保管・選別等が難しい状況であるため、市外での仮置場の提供について事前に府や国と引き続き協議を行う必要があります。